

第3次 いきいき南城しあわせプラン

南城市地域福祉計画
南城市地域福祉活動計画

一人ひとりを大切に、ともに支え、
ともに生きる共生のまち・南城市



令和2年3月

南 城 市
南城市社会福祉協議会

地域福祉計画の策定にあたって

(ごあいさつ)



南城市長 瑞慶覧 長敏

市民の皆様には、平素から南城市的福祉事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度、南城市におきましては「第3次南城市地域福祉計画」を策定致しました。本計画におきましては、「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を将来像として掲げ、「地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる」「必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる」「安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる」という3つの基本目標を掲げております。

本市におきましても、都市化や市民の価値観の多様化など社会環境の変化が生じている中、高齢者の介護、障がい者の社会参画、子ども・子育て支援、生活困窮者対策など、福祉ニーズは多様化・高度化しております。加えて、中高年のひきこもりや地域住民等が主体的に地域生活の課題解決にとりくめる体制など、新たな制度や体制への対応も迫られております。本計画の推進を通じ、市と市民が地域福祉の理念を共有し、よりよい南城市づくりへ数多くの方が参画されることがこれから得多岐に渡る福祉ニーズに応えることができると存じます。

また、本計画がスタートする令和2年度は、本市誕生15周年の節目となる年であります。本市では、地域の個性を活かしつつ、市民の一体感の醸成を継続して行っていますが、先人達からの遺産である豊かな文化や自然の中で、市民が互いに支えあって生きる地域コミュニティが大切であり、本計画の原点であると考えております。「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」に向けて、本計画の推進における市民の皆様、南城市社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、市民意識調査等を通じ計画策定に際しご意見を下さいました市民の皆様、計画案をご審議頂いた委員の皆様ほか、策定に携わった関係各位に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

地域福祉計画の策定にあたって

(ごあいさつ)



南城市社会福祉協議会 会長 阿嘉 広雄

南城市社会福祉協議会が発足してから、14年が経過しました。合併前のそれぞれの町村社協の特長を生かしながら積み重ねてきた各種事業をとおして、地域福祉増進の一役を努めてまいりました。市当局をはじめ、多くの関係者各位のお力添えに対し、衷心よりお礼を申し上げます。

近年、地域福祉に関する動向が大きく変化する中、本市においても、今後総人口や年少者（15歳未満）の占める割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は増加すると推計されています。さらには、地域における絆の希薄化などによる社会的孤立の問題や経済的な困窮・低所得の問題といった福祉・生活課題が多様化・複雑化し、支援が必要と思われる方々の把握や関りが厳しくなってきています。

このような社会環境の変化や地域課題に対応するために、平成27年度に策定した「第2次南城市地域福祉（活動）計画～いきいき南城しあわせプラン～」の成果と課題を検証し、「地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる」、「必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる」、「安心、安全な地域生活を整える仕組みをつくる」3つの基本目標を掲げ、今回『第3次南城市地域福祉（活動）計画』を策定いたしました。

本計画をさらに実行性のあるものにしていくためには、地域における「自助」「共助」「公助」の役割について、市民の皆さんと一緒にになって考え、さらに地域福祉に関わるあらゆる機関・団体と連携・協働のもとに、計画を推進していくことが重要であります。本計画の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向けてのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、アンケートへのご協力や貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 地域福祉とは何か～隣近所の「つながり」や支え合い	1
2. 自助、共助、公助について	2
3. 地域福祉の主体は誰なのか	3
4. 地域福祉計画の策定について	4
(1)地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定	4
5. 地域福祉計画と他計画との関係	5
6. 策定において留意する事項	6
(1)国の法制度や指針、通知等に基づいた策定	6
(2)地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）について	6
(3)地域福祉計画策定ガイドライン	8
7. 計画の期間	10
8. 住民参画	11
(1)住民意識調査の実施	11
(2)小アンケートの実施	12

第2章 地域福祉計画の基本的な方向性

1. 計画の将来像	13
2. 計画の基本視点	15
3. 計画の基本目標	16
4. 施策の体系	17
5. 重点施策	21
6. 地域の範囲	22

第3章 今後の施策

基本目標1 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる	23
1－1 住民が参加しやすい環境づくり	23
1. 地域福祉に関する啓発・参加促進	23
2. 住民参加・交流機会の拡大	24
1－2 福祉意識の向上推進	25
1. 子どもたちへの福祉教育の推進	25
2. 市民への福祉教育の推進	25
1－3 福祉活動の拠点の充実	26
1. 自治会公民館の充実	26
2. 公的施設の活用による拠点の確保	26

1－4 福祉活動に携わる(支援する)人材の育成・確保	27
1. 地域の人材の掘り起こし	27
1－5 ボランティア活動の推進	27
1. ボランティア人材の確保（周知など）	27
2. ボランティアの育成、資質向上	28
3. ボランティアの活動支援	28
4. ボランティアセンターの機能強化	28
基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる	29
2－1 情報提供の充実	29
1. 保健福祉サービス各種制度の広報等の情報提供	29
2. 情報バリアフリー化の推進	29
2－2 包括的ケアシステムの構築	30
1. 相談サービスの向上	30
2. サービスの包括的提供体制整備	31
2－3 生活困窮世帯への支援充実	33
1. 生活保護の適正実施	33
2. 生活困窮世帯への自立支援	33
3. 子どもの貧困・孤立対策の推進	34
2－4 権利擁護の推進	35
1. 権利擁護に関する啓発	35
2. 成年後見制度の利用支援	35
3. 財産管理等の支援	35
4. 虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実	36
5. 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	36
2－5 移動手段、移動支援の充実	36
1. 市内線バスの実施（Nバス）	36
2. 南城市内デマンドバスの実施（おでかけなんじい）	36
3. 移動支援に関するサービスの充実等	36
基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる	37
3－1 地域の支え合い・つながりづくりの推進	37
1. 支え合いネットワークの推進	37
2. 自治会の活性化支援	38
3. 民生委員・児童委員の確保・資質向上、活動支援	39
4. 様々な団体とのつながり強化	40
5. 地域福祉のコーディネート機能の強化	41
3－2 安心・安全な地域づくり	42
1. 防犯・事故防止対策の推進	42
2. 防災対策の推進	43
第4章 計画の進行管理について	45

【資料編】

資料1 南城市の地域福祉に関する現況	47
1. 市の動向	47
2. 高齢者の概況	55
3. 障がい者の概況	58
4. 子どもの概況	60
資料2 市民意識調査結果より（令和元年度実施）	63
資料3 自治会長、民生委員・児童委員への小アンケートより	86
1. 自治会長小アンケート	86
2. 民生委員・児童委員小アンケート	86
3. 南城市P T A連合会小アンケート	87
4. 南城市母子寡婦福祉会小アンケート	87
5. 南城市青少年育成市民会議小アンケート	88
6. 南城市青年連合会小アンケート	88
7. P T A子ども会小アンケート	88
8. 南城市女性連合会小アンケート	89
資料4 用語の解説	90
資料5 南城市地域福祉計画策定委員会規則	93
資料6 南城市地域福祉計画策定委員会名簿	95
資料7 南城市地域福祉計画策定の経過	96

